

令和3年度 第1回三重県最低賃金専門部会議事録

- 1 開催日時 令和3年7月29日(木) 9時55分～11時45分
- 2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室
- 3 出席委員
公益代表 藤本 真理 三好 正人 安井 広伸
労働者代表 太田 美子 高津 健一 前田 良彦
使用者代表 栗須百合香 中村 和仁 別所 浩己
- 4 議題
(1) 部会長・部会長代理の選出
(2) 専門部会運営規程(案)について
(3) 三重県最低賃金の改正について
(4) 金額検討について

5 開 会 (賃金係)

それでは、定刻より少し早いのですが、只今から令和3年度第1回三重県最低賃金専門部会を開催させていただきます。

先ず、出席委員の確認でございます。藤本委員が少し遅れるとお伺いしておりますが、全ての委員の出席が確認ができましたので、最低賃金審議会令第6条第6項の定足数を満たしており、そのご報告をいたします。

開会にあたりまして労働基準部長からご挨拶を申し上げます。

(部 長)

おはようございます。

暑い中ご足労いただき本当にありがとうございます。

一昨日、第3回の本審を行ったばかりで、中賃の目安伝達をさせていただいたところですが、これから部会ということになります。いつも申し上げていることですが、簡単に申し上げますと最低賃金審議会では、法律に基づいて最賃法25条ですね、最賃の決定だとか、改正の決定をするには部会というものを開かなければならないとなっております、公・労・使各3名ずつの委員で構成する専門部会を設置することとなっております。

部会の委員につきましては、労使の委員は2回目の諮問をさせていただいたとき

から公示をさせていただいて、公益の委員は本審委員の中から私どものほうからお願いをさせていただき委嘱させていただきました。

公労使の定員につきましては、労働者代表の方として6名、使用者代表の方として3名の方の推薦がありました。熟考・選考の結果といたしまして、本日お集まりの委員の皆様方に就任のお願いをさせていただいたところでございます。委嘱状は本日机上に配付させていただきました。ご了承いただければと思っております。

部会委員の任期というものは特に記載してございませんが、次回本審は8月5日に予定していただいたところでございます。それまでの間に議論を重ねて、結論を出し、本審へ報告することがこの部会の目的ですので、任期というのは実質的には一週間程度になります。

ご案内のとおり、今年の中央最低賃金審議会では、労使の意見の一致をみるに至らず、公益委員見解として28円あげるべきだということをお委員会の報告とともに地方最低賃金審議会に提示するというような答申がなされたところでございます。提示された公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待する、といった内容となっていましたので、わずか一週間ではありますが、大変貴重かつ大事な部会となってくるものと認識してございます。

各委員の皆様それぞれのお立場において、厳しい状況が続いていると存じ、また、委員で無い労使それぞれから多様な意見をいただいているところですが、皆様のご尽力によりまして適切な最低賃金額を決めていただきたいと思いますと思っております。

東京では既にオリンピックの関係があったので、目安どおりという形の答申が東京の審議会では出ていますが、それ以外の46道府県はおそらくここ一週間、1日2日のずれはあると思えますけれども、この一週間が審議になると思っております。事務局として適切な対応と運営に努めてまいりますので、ここ一週間のご審議の程よろしくお願いいたします。

6 議 事

(1) 部会長・部会長代理の選出 (賃金係)

ありがとうございました。

続きまして、議事(1)の部会長・部会長代理の選任についてで、ございますが、部会長及び部会長代理の選出は、本審と同様、最低賃金法第25条第4項により、「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」こととなっております。

先般の公益委員会議で協議していただき、その結果、部会長に三好委員、部会長代理には藤本委員ということでお決めいただきましたので、ご報告いたします。

拍手をもってご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

— 拍手にて承認 —

(賃金係)

それでは、これよりの部会の運営は三好部会長のほうでよろしくお願いいたします。

(部会長)

すみません。部会の前にご挨拶をさせていただければと思います。

改めまして、公益の三好でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(皆)

よろしくお願いいたします。

(部会長)

私、2年目ということで、まだまだ経験も浅くございますが、皆さんの色々なお立場のご意見を頂戴いたしまして、円滑な運用が図れますよう努力をさせていただきたいと思っております。

昨日もコロナの感染者が1万人を超えるというような状況の中で、オリンピックが展開されて、カオスの様な状態かなあと思っている次第ですけれども、オリンピックも後半戦に入りましたら地元三重のレスリングの土性さんであり向田さん、マラソンの中村さん、皆さん一緒になって応援できるような選手のご活躍等のように、それをこのメンバー皆さんとご一緒になってやっていければなあと、また、運営の方もそのような運営でやっていければと思っております。それぞれのお立場のご意見を頂戴いたしながら何とか着地点を見い出して、8月の5日に向けて努力をさせていただきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

(2) 専門部会運営規程(案)について

(部会長)

藤本さんがちょっと遅れるということで紹介がありました。

それでは、次の議事に入らせていただきます。

まずは、専門部会の運営規程を定めなくてはなりません。

運営規程(案)が資料の中にあります。こちらのほう事務局からご説明をお願いします。

(室 長)

審議会の運営につきましては、審議会の運営上、細部に及ぶ定めを必要とする場合には会長が定めることとなっております。

専門部会もこれにならって運営規程を設けるという形で、従来から進めていただいております。

資料の2に運営規程の（案）を付けさせていただいております。

内容としましては、昨年度の規程に加えて、今後、感染症等により会議に集まれないこともあると考えられるため、本審の規定に倣って、第5条第一項、二項を追加することを提案いたします。

また、専門部会の廃止については、第10条で審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって廃止すると規定しております。

この規程についてのご審議をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

（部会長）

この運営規程（案）について何かお気づきの点等ございましたら。

よろしでしょうか。

それでは、この（案）を運営規程ということに決定させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

— 「はい。」の声 —

（部会長）

ありがとうございます。

この規程は本日からということで、決定させていただきます。

それでは、恐れいりますが、お手元の（案）を二重線で消していただき、施行日を本日の日付でご記入いただければと思います。

では、早速ですが、運営規程第8条に基づきまして議事録署名人をご指名させていただきます。

労側 太田委員

使側 中村委員

によろしくをお願いしたいと思います。

(3) 三重県最低賃金の改正について

（部会長）

次の議事に入らせていただきたいと思います。と存じます。

先程、部長のご挨拶の中にもございましたが、先般開催されました中央最低賃金審議会で答申として、「最低賃金額改定の目安については、28円」との答申でございます。

これから、ご審議いただきますために、各資料について事務方のほうからからご説明をお願いしたいと思います。

（室長）

はい、それではご説明申し上げます。

冒頭の労働基準部長挨拶及び7月27日の本審でもご説明しましたが、中央最低賃金審議会において、今年度の最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見

の一致をみるに至らなかったとの答申がなされ、その上で、「地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。」

また、「地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。」と決定されております。

別紙1の2に示されている公益委員の見解には、(1)から(3)までの見解が示されております。

最低賃金については、「令和3年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。ということで、令和3年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安Bランク三重28円」となっております。

これを受け、調査審議を行っていただき、各地域の実情を踏まえ、地域別最低賃金の具体的な決定（改定）を行っていただきますようお願いいたします。

資料については、第3回の本審についていたものでございます。今日の資料にはついてございません。すみません、よろしくようお願いいたします。

地域別最低賃金額改定のご審議をいただくにあたり、新しく作成をいたしました資料をご説明させていただきます。

資料3は、地域別最低賃金の推移がお分かりいただける資料を付けさせていただきます。

次に、最低賃金に関する基礎調査結果についてご説明をさせていただきます。

資料4には、令和3年最低賃金に関する基礎調査の概要を、この調査は6月現在の状況について、事業場規模が、製造業、情報通信のうち新聞業、出版業は、常用労働者100人未満。99と書いてございます100人未満。その他の産業については、30人未満を雇用する民営事業所について調査を行っており、特定（産業別）最低賃金が決定されている事業所は100人以上雇用している事業所を対象としております。

数としては1,640事業所を対象として調査票を送付し、中間集計ですが、提出のあった877事業所の内、廃止等を除く834事業所の合計8,324人の労働者の結果でございます。

3枚目、総括表(1)につきましても、「規模別、監督署別、年齢別表」の表となっております。5枚目、総括表(2)を見ますと「年齢別、男女別」となっております。

それぞれ、該当金額の行を黄色のラインを入れてありますのでよろしくお願いいたします。

最低賃金未満率は、1.6%となっております。

資料5は、「パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金の平均額」を、裏面には「募集賃金の下限額」を、これも中賃の小委員会でも出された資料でございます。

資料6は、三重労働局職業安定部において取りまとめられた令和3年5月における三重県の一般職業紹介の状況です。

資料7は、三重県における公共職業安定所において取りまとめられた令和3年5月における「求人募集賃金・求職者希望賃金情報」です。

1番最初の表は、三重県下の平均値となっています。

常用的パートの求人募集賃金の下限平均は1,017円となっております。最下限平均はハローワーク尾鷲熊野出張所の輸送・機械運転職で878円です。2ページ目以下は、各安定所別、地域別の数字となっております。地域別では、中勢地域が常用的パートの下限平均が1,024円、東紀州地域では965円で、59円の地域間格差が認められているところでございます。

説明としては以上になります。

(部会長)

ありがとうございます。

事務局から説明のあった資料については、ご審議の参考にしていただければと思います。

今後の日程調整をしたいと思います。

事務方のほうからお願いします。

(室長)

10月1日の発効としますと、8月5日に答申をいただかなくてはなりません。

他局の状況について説明をさせていただきます。現時点において8月5日を答申予定日としている局が全国で31局ございますので、報告させていただきます。以上です。

(部会長)

10月1日発効に向けての発効ということで、

第2回の専門部会を7月30日(金)午後1時30分

第3回の専門部会は8月2日(月)午後2時30分

第4回の専門部会は8月4日(水)の午後1時30分に開催し、

8月5日午前10時30分には本審を開催し、答申する必要があります。

皆様、よろしいでしょうか。

それでは、その日程で審議をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

(4) 金額検討について

(部会長)

次に「金額検討」に入っていきたいと思います。

金額検討に入りますが、どういう進め方にするか、いかがでしょうか。

これまででしたら、労使が分かれてご検討いただき、それぞれ立場を固めていただくというような形になるのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(部会長)

議事録の作成にあたりまして、労使が分かれてご検討いただくにあたり、「休会」とし、再び、労使が集まって審議する際には、「再開」として、審議に入ることにしたいと思います。

それでは、本日はここで、「休会」といたします。

今、10時15分ですね。それぞれ別室に移動をしていただくわけですので、労側には、今から10分か15分位後にお邪魔をさせていただきたいと思いますが。

(太田委員)

はい、大丈夫です。

(部会長)

その後、30分位のところで使側にお邪魔をさせていただこうと考えております。

それでは各部屋には、事務局の方で、ご案内をお願いします。

間に合いました。

部会長代理さん、来て頂いて早々ありがとうございます。

(室長)

ご出席いただきありがとうございます。

本日議事の方は進んでおりまして、部会長代理ということで皆様にご承認を頂いたところでございます。いらっしやって直ぐで申し訳ございませんが、会長代理のご挨拶をお願いいたしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(藤本委員)

当初から遅刻をして申し訳ないです。授業の方が1回爆破予告で飛んだ関係で、私の出番が後ろに倒れてしましまして。失礼をいたしました。

初めてこの委員会に参加を部会長代理ということで、色々不慣れな点も沢山あるのですけれども、できるだけ迷惑をかけないように、あまり経験ありませんけれども、微力を尽くしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(室長)

ありがとうございます。

そうしましたら、本日の労使個別会場についてご案内させていただきます。

労働者側専門部会委員の先生は「4階 基準部長室」へ

使用者側専門部会委員の先生は「3階 会議室」へ

移動をお願いします。

使用者側は私が、労働者側は賃金係がご案内させていただきます。

— 全体会場へ集合 —

(部会長)

お集まりいただきました。ありがとうございます。

全体会議に戻りまして再開をさせていただきます。

その前に、お手元に資料が2枚置いていただいております。事務局のほうからこのご説明をお願いしたいと思っております。どうぞよろしく。

(賃金係)

私の方からご説明させていただきます。

お手元の資料の一つめ、三重県地域別最低賃金の推移について、これは第3回の本審の資料No.7で配布をさせて頂いた資料になるのですが、こちらにつきまして下から2行目、令和元年度10月1日の引き上げ額について、26円と前回の資料で間違えて記載しておりましたので、27円と赤字で訂正をさせて頂いた資料をお渡しさせていただきました。残りの本審の委員につきましては、後日改めて事務局からご連絡をいたしますので、今回は申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

(部会長)

よろしいでしょうか。

長々とお時間をいただきましたが、本日は、第1回目の専門部会で、各委員の皆様のお考えをお聞きする程度でございましたけれども、やはり伝えるものは伝えていただいて、聞かせていただいたのかなというふうに思っております。次に継続をして検討をしていただくことで、明日ですけれどもよろしくお願ひしたいと思っております。

第2回の専門部会、30日午後1時半ということで、場所は本日の会場と同じということでございます。

本日は、これにて終了、閉会とさせていただきます。ありがとうございます。お疲れ様でした。

(皆)

お疲れさまでした。

以上